

○横須賀市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

(総則)

第1条 ひとり親家庭等に対して生活援助及び子育て支援を行う横須賀市ひとり親家庭等日常生活支援事業(以下「事業」という。)のサービスの提供については、サービス等提供規則(平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子家庭 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子が現に18歳未満の児童を扶養している家庭をいう。
- (2) 父子家庭 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子が現に18歳未満の児童を扶養している家庭をいう。
- (3) 寡婦 法第6条第4項に規定する寡婦をいう。
- (4) ひとり親家庭等 市内に住所を有する母子家庭、父子家庭及び寡婦をいう。

(対象世帯)

第3条 事業のサービスを受けることができる世帯は、市内に住所を有するひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助及び子育て支援が必要な世帯並びに生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている世帯とする。

(実施機関)

第4条 事業は、別に市長が指定する、地域の母子・父子福祉団体、NPO法人、介護事業者等(以下「実施機関」という。)に委託して行う。

(事業の内容)

第5条 事業のサービスは、対象世帯に対し、生活を支援する者(以下「家庭生活支援員」という。)を派遣することにより実施する。

2 家庭生活支援員の行う支援の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 生活援助 次に掲げる家事、介護その他の日常生活の便宜
ア 住居の掃除

- イ 生活必需品の買い物
- ウ 医療機関等との連絡
- エ 食事の世話(子育て支援に該当しない場合をいう。)
- オ その他市長が必要と認める用務

(2) 子育て支援 次に掲げる保育サービス及びこれに附帯する便宜

- ア 子どもの身の回りの世話
- イ 子どもの身の回りの世話を付随する食事の世話
- ウ その他市長が必要と認める用務

3 事業の実施場所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活援助 生活援助を受ける世帯の居宅
- (2) 子育て支援 家庭生活支援員の居宅、講習会等職業訓練を受講している場所その他ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所

(利用期間)

第6条 事業のサービスの提供期間は、当該ひとり親家庭等の状況を勘案して、必要な範囲内で市長が決定する。ただし、同一の対象世帯においては、1年度当たり10日を上限とする。

2 家庭生活支援員の派遣時間の単位は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活援助 1時間を単位とする。
- (2) 子育て支援 1回の利用は2時間以上とし、2時間を超える場合の追加時間は1時間を単位とする。

(利用申請書等)

第7条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、申請者が自ら署名した日常生活支援事業利用申請書(第1号様式)による。

2 申請者が申請時点において、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条の受給資格者であることについて市の認定を受けている者以外の者である場合においては、前項の申請書には、世帯全員の住民票の写し及び戸籍謄本を添付しなければならない。この場合において、申請者が外国人であるときの添付書類については、民生委員・児童委員の証明書等、児童扶養手当の受給資格等に係る事実を明らかにすることができる書類をもって戸籍謄本に代えることができる。

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、必要性を検討のうえ、サービスの提供の可否を決定し、申請者に対して日常生活支援事業利用決定(不許可決定・却下)通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(費用の負担)

第9条 事業のサービスを受ける者は、家庭生活支援員が生活必需品の買い物その他のサービスを行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費相当額を負担しなければならない。

2 事業のサービスを受ける者は、自己負担金を直接実施機関に支払うものとする。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 1 号様式（表）（第 7 条第 1 項関係）

日常生活支援事業利用申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住 所 ふりがな (申請者) 氏 名 電 話	
実施機関にサービスの利用に必要な個人情報を提供することに同意します。	
支援を希望する理由	
支援を希望する期間及び時間	
希望する支援の内容	

第 1 号様式（裏）

お子さんの 状 況	ふりがな 氏 名	学校、幼稚園、保育園
(事務処理欄)		

第 2 号様式（第 8 条関係）

日常生活支援事業利用決定（不許可決定・却下）通知書

年 月 日	
様	
横須賀市長 印	
<p>年 月 日に申請がありました日常生活支援事業登録の申請について、次のとおり決定したので通知します。</p>	
決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 利用決定 <input type="checkbox"/> 利用不許可決定 <input type="checkbox"/> 却下
支 援 の 内 容	
支 援 期 間 及 び 時 間	
不 許 可 又 は 却 下 の 理 由	